

回 覧

2022年度 はるひ野町内会 11月度 役員会 議題

2022年11月5日

- (1) 会長からの連絡事項など (会 長 杉 本)
- (2) 各部会報告
- ◆広 報 : 掲示板設置利用規則の改定について (広 報 油 田)
 - ◆環境美化 : STOP! 不法投棄! (環境美化 神 田)
はるひ野町内清掃実施日のお知らせ(12月17日(土))
 - ◆環境緑化 : 『桜プロジェクト 秋のこどもワークショップ』開催報告(環境緑化 小 山)
優秀賞受賞! エコガーデンはるひ野
クリスマスリース作り講習会(11月27日(日))
 - ◆自主防災 : 自主防かわら版 2022-6号 (自主防災 野 島)
・悪質な住宅修理業者や保険金請求代行業者にご注意ください
 - ◆まちなみ : はるひ野まちなみ協定 全戸巡回 (まちなみ 岩 井)
 - ◆まちづくり: はるひ野2040プロジェクトに向けてのロードマップ(まちづくり 片 岡)
- (3) 2022年度の役員会および各部会の開催予定 (副会長 水 野)
- (4) 出欠の確認(配布物の受領確認) (※) (副会長 水 野)

(※) 印の項目については、回覧資料はありません。

★今月(11月)のお願い事項

①資源集団回収のため、古新聞・古雑誌・段ボール・牛乳パック・古着等を提供してください。第1・3・5回目の木曜日が回収日です。
(回収資金は、町内会収入としてはるひ野の緑化に利用します)

★町内会の主な行事(予定)(2022年11月～12月)

- ①2022秋 はるひ野縁日(まちかど文化祭付き)
11月12日(土) 11:00～15:00
- ②クリスマスリース作り講習会
11月27日(日) 13:30～15:30 詳細は回覧・ホームページをご参照ください
- ③12月度役員会
12月3日(土) 17:30～ はるひ野黒川地域交流センター(オンライン開催併用)
- ④はるひ野町内清掃
12月17日(土) 9:00～10:30 詳細は回覧・ホームページをご参照ください

次回の役員会の準備作業担当ブロックは、2D, 3D, 4C, 5Cの各ブロック代表者の方々です。
16:30集合、17:10解散です(オンラインの方)。ご協力お願いします。

会長からの連絡事項など

1 コロナ禍における当町内会活動方針・対応方針 【～12月末】

まだまだ、ご注意ください

- 1) 当町内会の活動…全体では止めません
- 2) 当町内会が開催している会議…中止・延期できる会議は、中止・延期
 - ① 会議を開催する場合は原則「オンライン参加」とし、会議の終了は20時まで
 - ② 「オンライン参加」できない参加者は「会議会場参加」も可としますが、コロナ感染防止対策を十分に行って参加

2 川崎市の公園で犬の放し飼いをすることは条例違反です！

川崎市の公園(ドッグランがある東扇島東公園を除く)で犬の放し飼い(リードを外して、ドッグランをさせている状態)は、**川崎市の条例(川崎市動物の愛護及び管理に関する条例)**で禁止されています。

- 1) 公園で、犬の放し飼いは止めましょう
- 2) 公園で、犬の放し飼いをしている方を見かけたら、
 - ① その方がご存じない可能性がありますので、「条例違反」であることをお伝えください
 - ② それでも止めないときには、その場ですぐに麻生警察署 地域課(電話番号 044-951-0110)に電話してください。警察官から条例違反者に「条例違反であることを注意・指導いただくのが良いと考えます。

(※)麻生警察署には「通報が行ったら、対応をお願いしたい」と依頼済です。

3 保健福祉の相談窓口について(その1)

福祉関連の情報を、何回かに分けてご案内していきます。

最初は、ご高齢者向けの相談窓口についてで、介護保険からです。

ご家族、ご両親のために…今は不要なみなさんも多いと思いますが、いずれ必要な時期が来ると思います。

介護保険 日常生活で介護・支援が必要になった際に、サービスを受けることができる国の制度。

サービスを受けるためには、区役所で申請を行い、介護保険の認定を受ける必要があります。認定を受けた人はサービスを選択し、その業者と契約を結ぶことで利用することができます。

介護保険関連の連絡先		電話番号
会議保険料について	(川崎市保健コールセンター)	200-0783
介護認定について	(麻生区役所 高齢・障害課 介護認定給付係)	965-5198
介護サービスについて	(麻生区役所 高齢・障害課 介護認定給付係)	965-5146
介護予防・日常生活支援サービス事業について	(川崎市総合事業専用ナビダイヤル)	0570-040-114

4 会長としての主要活動報告(10月)

(※)当町内会内会議は省略

- | | |
|---|-------------|
| (1) 麻生区ふれあい公園+5町内会・自治会合同防災訓練 (@王禅寺ふるさと公園) | 1日(土) |
| (2) あさお区民まつり 絵画展表彰式事前調整 | 3日(月)、7日(金) |
| (3) あさお区民まつり 前日チェック | 8日(土) |
| (4) あさお区民まつり (主催者側として) | 9日(日) |
| (5) しんゆりフェスティバル・マルシェ 表敬訪問 | 8日(土)、9日(日) |
| (6) 麻生区町会連合会 理事会 | 13日(木) |
| (7) 川崎市議会議員との意見交換 (副会長も参加) | 18日(火) |
| (8) 麻生区区制40周年記念事業「大きな絵を描こう」広報調整 | 20日(木) |
| (9) 山口台自治会・万福寺町内会・マイシティ新ゆり町内会との意見交換会 | 29日(土) |

掲示板設置利用規則の改定について

はるひ野町内会会則の細則にあたる「掲示板設置利用規則」を下記のとおり改定したく、承認いただきたい。

掲示板設置利用規則 改定案

現行	改定案
<p>掲示板の設置および利用については、次の通り規則を定める。</p>	(改定なし)
<p>(掲示板の設置)</p> <p>第1条 本会会則施行細則の規定によりはるひ野町内の指定箇所に掲示板を設置する。</p>	(改定なし)
<p>第2条 前条の掲示板は、本会が川崎市麻生区はるひ野に居住する者及び同はるひ野内に住所を有する企業・商店等への広報伝達的手段としてポスター、文書等の掲示物を掲示するための施設をいう。</p> <p>2 前項の掲示板の設置については、以下の通りとする。</p> <p>(1) 設置する土地は公有地を使用するものとする。ただし、私有地も了解を得て使用することができるものとする。</p> <p>(2) 公共用地に設置する場合は、該当する行政管理担当部等と事前協議を行うこととする。</p>	(改定なし)

現行	改定案
<p>(掲示制限)</p> <p>第3条 掲示板には、会長が掲示内容に支障がないと認めこれを許可した掲示物のみ掲示することができる。</p> <p>2 会長は、掲示物の内容について管理監督をする。</p>	<p>(掲示制限)</p> <p>第3条 掲示板には、会長<u>または広報部会長</u>が掲示内容に支障がないと認めこれを許可した掲示物のみ掲示することができる。</p> <p>2 会長<u>または広報部会長</u>は、掲示物の内容について管理監督をする。</p>
<p>第4条 掲示板には、次に掲げる掲示物は掲示することができない。</p> <p>(1) 公共の秩序を乱すおそれのあるもの</p> <p>(2) 政治活動または宗教活動に係るもの</p> <p>(3) 営利を目的としたもの</p>	<p>(改定なし)</p>
<p>(掲示期間)</p> <p>第5条 掲示物の掲示期間は、原則として1ヶ月以内とする。ただし、会長が必要と認める場合は期間を延長することができる。</p> <p>2 掲示板の掲示内容は、少なくとも毎月1回更新するものとする。</p>	<p>(掲示期間)</p> <p>第5条 掲示物の掲示期間は、原則として1ヶ月以内とする。ただし、会長<u>または広報部会長</u>が必要と認める場合は期間を延長することができる。</p> <p>2 掲示板の掲示内容は、少なくとも毎月1回更新するものとする。</p>
<p>(掲示の申請)</p> <p>第6条 掲示板に掲示物を掲示しようとする者は、掲示内容を示して掲示予定の当日までに会長に申請しなければならない。</p>	<p>(掲示の申請)</p> <p>第6条 掲示板に掲示物を掲示しようとする者は、掲示内容を示して掲示予定の当日までに会長<u>または広報部会長</u>に申請しなければならない。</p>
<p>(掲示の許可)</p> <p>第7条 会長は、前条の申請に基づき掲示内容に支障がないと認めこれを許可したときは、掲示物の見やすい箇所に検印を押印するものとする。</p>	<p>(掲示の許可)</p> <p>第7条 会長<u>または広報部会長</u>は、前条の申請に基づき掲示内容に支障がないと認めこれを許可したときは、掲示物の見やすい箇所に検印を押印するものとする。</p>
<p>(掲示)</p> <p>第8条 掲示物の掲示板への掲示は、会長の指示を受けた者がこれを行うものとする。</p>	<p>(改定なし)</p>
<p>(掲示物の除去)</p> <p>第9条 掲示期間が満了したときは、掲示を行った者が速やかに掲示物を除去するものとし、除去を怠った場合は、代理により除去できるものとする。</p>	<p>(改定なし)</p>

現行	改定案
<p>第10条 掲示を行った者は、掲示物が汚損または破損した場合には、掲示期間中であっても速やかに除去等必要な措置を講じ美観の保護に努めなければならない。</p>	<p>(改定なし)</p>
<p>(期間短縮の協力要請)</p> <p>第11条 会長は、第7条の規定により許可した掲示物であっても、掲示するに支障が生じたときは当該許可による掲示期間の短縮を<u>口頭または文書により要請</u>することができる。</p> <p>2 前項の規定により許可期間の短縮の<u>要請があった場合、許可を受けた者は、これに</u>応ずるよう努めなければならない。</p> <p>3 会長は、前2項に関することを許可の条件に付するものとする。</p>	<p>(<u>掲示期間の短縮</u>)</p> <p>第11条 会長<u>または広報部会長</u>は、第7条の規定により許可した掲示物であっても、掲示するに支障が生じたときは当該許可による掲示期間の短縮を<u>判断</u>することができる。</p> <p>2 前項の規定により許可期間の短縮の<u>判断がされた場合、会長または会長の指示を受けた者は、</u>掲示の申請者に連絡の上、<u>掲示物を除去することができる。</u></p> <p>3 会長<u>または広報部会長</u>は、前2項に関することを許可の条件に付するものとする。</p>
<p>(維持管理)</p> <p>第12条 掲示板の維持管理は、本会がこれを行い、必要があれば修理等の措置を講ずる。</p> <p>2 本会は、掲示板および周囲の清掃に努めるものとする。</p>	<p>(改定なし)</p>
<p>(原状回復義務及び損害賠償)</p> <p>第13条 会長は、故意または過失により掲示板に損害を与えた者に対して直ちに原状に回復させ、またはこれに要する費用を賠償させることができる。</p>	<p>(改定なし)</p>
<p>(必要な事項)</p> <p>第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、役員会が定める。</p>	<p>(改定なし)</p>
<p>付則</p> <p>本規則は、平成20年7月6日から施行する。</p>	<p>付則 (平成20年7月5日制定)</p> <p>本規則 (規則番号第001号) は、平成20年7月6日から施行する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>付則 (令和4年11月5日改正)</p> <p>本規則 (規則番号第002号) は、令和4年11月6日から施行する。</p>

STOP! 不法投棄!

あなたの行為は「犯罪」です!!

☹️ よこみね緑地への不法投棄

はるひ野3丁目のよこみね緑地に、伐採された枝木が投棄されていました。
よこみね緑地は、都市緑地法により自然環境の保全地区に指定された、大切な自然環境保全地区です。決して「ごみ捨て場」ではありません!
自宅で伐採した枝木は、規定の大きさに裁断し、燃えるごみとして捨ててください。



☹️ ごみ集積所への不法投棄



はるひ野2丁目のごみ集積所に投棄されていたごみです。
こちらは、ごみ出しルールに違反していたため、収集されずにそのまま長期間放置されていました。
たとえ勘違いであっても、対処せずに長期間放置されていると、『不法投棄』の対象となってしまいます。

☁️ これは捨てられるのかな?と迷ったら... ☁️

ごみを捨てる際「一般ごみ/資源ごみとして、捨てることはできるのかな?」と迷ったら、川崎市のHP「ゴミの分別に迷ったら」を参照してください。

⇒<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/24-1-23-1-1-11-0-0-0-0.html>

また、ごみを出した後は、きちんと回収されているかの確認を必ず行うようにしてください。



不法投棄は 犯 罪 です!

定められたルールを守らずに投棄することは、全て『不法投棄』となり、法律により禁止されています。
これに違反して廃棄物を捨てた場合、
「5年以上の懲役もしくは1000万円以下の罰金」に処される又は、併料されます。
ルールを守って、清潔で綺麗なまちづくりを目指しましょう!



みんなでつくる 美しいまち はるひ野

はるひ野 町内清掃実施日のお知らせ

今年度最後の町内清掃を実施します！！

まだまだ人数が不足しています！

皆様には極力参加いただき、町内全員で「美しいまち はるひ野」を守りましょう。

万障お繰り合わせの上、**各世帯1名以上のご参加** を是非お願いいたします。

清掃時はソーシャルディスタンスを確保し、マスク着用でお願いします。

- 実施日 **12月17日(土)**
(雨天時の判断に迷う場合は、集合場所にいる地区責任者にお聞きください。)
※雨天で延期する場合は下記URLの「はるひ野町内会お知らせブログ」でお知らせします。
<http://town-haruhino.join-us.jp/wordpress/>
- 雨天予備日 12月18日(日)、12月24日(土)
- 実施時間 **午前 9:00 ~ 10:30 頃 まで**
***今回は時間が異なるのでお気を付けてください!!**
- 集合場所
 - 柳町いろどり公園(1丁目、2丁目1~15番、5丁目1~7番)
 - 海道ひだまり公園(2丁目16番以降、3丁目1~4番)
 - クラスヒル小公園(3丁目5~9番、28番以降)
 - 丸山こもれび公園(3丁目10番~25番、4丁目)
 - はるひ野5丁目公園(5丁目11番以降)
- 清掃場所 区域内的の公園一帯と歩道・緑道の植樹帯を主に、清掃と雑草抜き等を行う
- 持参品 軍手。お持ちの方は、小シャベル/草引き/ほうき、ちりとりなど。
※ごみ袋、竹ぼうき、根切り鎌、ごみばさみ等は町内会で用意します
- 作業に際して
 - 幹線道路歩道植樹帯の清掃時は、通行車両に十分気をつけてください。
(ケガを負った場合は、町内会自治会保険、川崎市ボランティア保険対象となります)
 - 各地区内では作業進捗状況に応じ効率よく相互応援をお願いします。
 - ごみ袋は軽トラック2台で回収し、指定場所(こもれび、いろどり、ひだまり)に集積します。
 - 多摩生活環境事務所による回収は、清掃実施後5~7日程度要します。
- 集合場所に飲み物を準備しておりますので、適宜水分補給をお願いします。
- 今年度最後の町内清掃になります。
町内を隅々まで綺麗にして、新しい年を迎えましょう！

【各ブロック代表、班長の方へのお願い】

ブロック代表・班長の方には、清掃用具の搬出・配置、参加者の適正誘導、清掃用具の回収・格納、ごみ袋の回収などの手伝いをお願いしたいので、8時45分までに各集合場所にお集まりください。

みんなで作る美しいまち はるひ野



『桜プロジェクト 秋のこどもワークショップ』開催報告について

10月15日(土)に桜プロジェクト秋のワークショップを開催いたしました。
皆様のご協力もあり、大きな事故もなく無事開催できたことを感謝いたします！

開催実施概要：2022年10月15日(土) 9:30~12:30

桜プロジェクトは、はるひ野町に住む住人が老若男女問わず、自分たちの町の街並みを自分たちの手で育ていけるように、はるひ野小学校前の桜並木の再生活動を進めていくことを目的としております。その中で、はるひ野町のこれからを担う、若い世代がSDG'sの意識と共に桜の成長を見守る機会を作り、興味をもってもらう活動としてワークショップを計画し、実施いたしました。



全体スケジュール



桜についての話



屋外での計測



工作・UVレジン

悪天候が続く中、参加者の願いも通じ当日は雨も降らず、屋外での活動もすべてできた素晴らしいイベントとなりました。未就学児から中学生までの計27名のお子様に加え、桜プロジェクトメンバー、環境緑化部会、ボランティア大学生が参加しました。水辺のある里山を守る会の織野さんによる桜についての講演で学ぶとともに、屋外イベントとして昨年度植え替えた桜の木の高さ、太さなどの計測方法の検討、計測と観察スケッチを行い観察記録の作成を行いました。また、屋内イベントとしては桜への興味を大きくするための工作、桜の葉の写し絵、顕微鏡観察、UVレジンによる桜の作製などを行い、子供たちの笑顔があふれかえる内容でした。今後、継続的に桜の成長を見守るイベントを行っていくことを計画しております。引き続きご支援、ご協力をいただければと思います。

◆タウンニュース記事 <https://www.townnews.co.jp/0205/2022/10/21/647567.html>

本イベントは、一度夏の実施に向けて進めておりましたが、コロナの感染状況等の影響から、一旦延期を余儀なくされ、感染状況を鑑みながら、再度秋のワークショップとして厚生労働省、および環境省の示すガイドラインに基づいて対策を講じたうえで実施いたしました。

おめでとう優秀賞受賞！ エコガーデンはるひ野

「全国花のまちづくりコンクール」で優秀賞を受賞しました！！

今年開催された、「全国花のまちづくりコンクール」で、はるひ野町内会の関連団体であるエコガーデンはるひ野が、見事団体部門にて「花のまちづくり優秀賞」を受賞いたしました！全国からの団体部門の応募総数 422 件の中で惜しくも大賞は逃しましたが、次点の優秀賞を受賞する快挙を達成しました！本当におめでとうございます！！



優秀賞を受賞した、はるひ野駅前の花壇



川崎市で6月に行われた「わがまち花と緑のコンクール」の授賞式の様子

第32回（2022年）全国花のまちづくりコンクール

運営／農林水産省・国土交通省

主催／花のまちづくりコンクール推進協議会

【コンクール概要】

全国花のまちづくりコンクールは、1990年に開催された国際花と緑の博覧会の理念「自然と人間との共生」を継承し、花のまちづくりの発展及び花の社会性の向上を目的に、1991年より全国各地の優れた花のまちづくり活動を表彰しています。

【団体部門 審査結果】

- 1位：花のまちづくり大賞（国土交通大臣賞）1件
 - 2位：花のまちづくり優秀賞 7件**
 - 3位：花のまちづくり奨励賞 4件
 - 4位：花のまちづくり入賞 14件
- （※新型コロナウイルスの影響に伴い、表彰式は中止）

◆タウンニュース記事

<https://www.townnews.co.jp/0205/2022/10/14/646424.html>

エコガーデンはるひ野の紹介



エコガーデンはるひ野は発足してちょうど10年目を迎えました。主に、はるひ野駅前の花壇で活動しています。経験豊かなメンバーから初心者まで、出来ることをしています。一緒に楽しみませんか？お気軽にご連絡ください！

定例会 毎月 第1水曜日 9:15～11:15 地域交流センター

連絡先：相馬 nao.soma1211@ab.cyberhome.ne.jp

◆エコガーデンはるひ野 観察日記

<https://blog.goo.ne.jp/naoko2261211>

クリスマスリース作り 講習会



イメージ写真
リース直径25cm

よこやまの道で拾ったどんぐりや松ぼっくり、メンバーが育てた綿花やオリーブの葉など、身近なものでクリスマスリースを製作します。

コロナ禍の為、3年ぶりの開催となります！
是非、お気軽にご参加ください！

定員 先着20名様！

開催日	11月27日（日）
時間	13：30～15：30
場所	はるひ野小中学校内 地域交流センター 大ホール
参加費	500円
持ち物	工作用はさみ ペンチなどワイヤーを カットできるもの
申込締切	11月20日（日）

主催：エコガーデンはるひ野

申込 / お問い合わせ

相馬 bagels261211@docomo.ne.jp

※新型コロナウイルス感染拡大の際は、中止の可能性あります。

自主防災かわら版 2022—6号

悪質な住宅修理業者や保険金請求代行業者にご注意ください

火災保険・地震保険の請求を訪問・インターネット広告・SNS 等で勧誘する業者とのトラブルが急増しています。

1. 悪質な建物修理業者・保険金請求代行業者

「保険が使える」「保険金請求をサポートする」などと言って勧誘する業者とのトラブルが急増しています。特に台風、豪雨、地震等の発生後には、訪問やインターネット広告、SNSなどを通じて「住宅修理やリフォームに保険が使える」「保険金請求をサポートする」などと言って勧誘する業者とのトラブル等が増加します。

2. トラブル例

修理や点検の業者を名乗り、訪問や電話などで「加入している火災保険を使えば自己負担はない」「保険金の請求をサポートする」などと勧誘するのが典型的なパターンです。契約した場合、保険金の3～4割を報酬を請求されます。解約する場合も高額の解約料を請求されます。嘘の理由で保険を請求したり、保険の請求額を過大に見積もる業者もあり、知らない間に保険金詐欺に加担してしまうおそれがあります。また、保険請求のために屋根などをわざと壊す業者も存在します。

3. 台風等で被害があった場合の対応

保険金の請求はご自身で簡単に行うことができ、手数料もかかりません！！被害があった場合はご加入の保険会社・代理店にご相談ください。

【日本損害保険協会作成の住宅修理サービストラブル注意喚起動画】

トラブル事例「保険金請求代行のコンサル」	トラブル事例「うその理由で請求」
	

以上

はるひ野まちなみ協定

あなたのお家は大丈夫？

まちなみ協定を守って素敵な街に！！

11月から全戸巡回を開始します
植栽の維持管理にご協力ください

植栽帯（道路から60cm）と植栽ゾーン（道路から1m）の
整備・改善のお願い

まちなみ協定部会では随時地区内巡回を行っており、維持管理が不十分なご家庭には個別に改善をお願いしています。

以下、その目安となりますので、ご確認ください。



◆植栽が少ない

◆道路境界から60センチ
以内に工作物がある

◆雑草が多い

◆道路や隣家に、はみ出している植栽がある

特に、歩道が設けられている場所へのはみ出し・とげのある樹木のはみ出しなど、通行の邪魔になっている植栽がある

はるひ野町内会 まちなみ協定部会

植栽帯（道路から60cm）と 植栽ゾーン（道路から1m）の整備のお願い

はるひ野のまちなみを美しくする最大の要素は沿道の緑の一連性、一体性にあります。そのため、まちなみ協定では、それぞれのご家庭が沿道間口の1/2以上に、植栽帯と植栽ゾーンを設けることを定めています。また、道路境界から60cmの範囲（植栽帯）には工作物を設置することが禁止されています。美しいまちなみは、各ご家庭がこのルールを守り、かつ植栽帯と植栽ゾーンの緑を適切に維持管理することにより成立します。

ご自宅の植栽帯と植栽ゾーンの状況を再度確認して頂き、違反している工作物、枯れている花木、伸び過ぎて道路や隣家にはみ出している枝木などがありましたら整備するようお願い致します。

植栽帯と植栽ゾーンは沿道間口の1/2以上必要です。(L ≥ 0.5 × W)

垣根は生垣にする必要があります。生垣のみの設置が困難な場合は、透視可能な柵としてもよいとなっていますが、その場合でも生垣を併用する工夫が求められています。

ポストなどは植栽帯に設置されがちですが、植栽帯（道路境界線から60cmの範囲）には、工作物を設置しないようにしましょう。

階段を設置する場合は、道路境界線から60cm後退してください。

隣戸境界のフェンスが植栽帯（道路境界線より60cmの範囲）にはみ出さないようにしてください。

新たに植栽柵を増設する場合は、既設の植栽帯の高さ以下にしてください（ブロック1段程度）。

柵の代わりとして、カーポートの前面にチェーン等を渡す支柱を設ける場合は、上げ下げ式のものにしてください。固定式の支柱を設置する場合は、道路境界線から60cm後退してください。

道路境界から60cm以内に門柱やポスト、階段、フェンスなどの工作物を設置することはできません。

- 詳しくは、まちなみ協定書 16～19、30～33、40頁をご覧ください。
- まちなみ協定書は町内会ホームページに掲載されています。

まちなみ協定部会では随時地区内巡回を行っており、維持管理が不十分なお家庭には個別に改善をお願いしています。ご協力を宜しくお願いいたします。

<ご質問・ご意見等はこちらまで>

メールアドレス machinami@town-haruhino.join-us.jp / QRコード





はるひ野2040プロジェクト*

まちづくり本部では2040年におけるこの街の在り方について、幅広い年齢層・幅広い視点で将来的な全体構想(グランドデザイン)を策定し、達成に向けた施策/中間目標(マイルストーン)の作成を進めます。

そこで、「将来にわたって住みやすいはるひ野にする」ためのご意見をアンケートにより集め、また、様々な切り口のテーマによるグループディスカッションを開催します。

■ 将来的な全体構想策定に向けた今後のスケジュール

年	2022年		2023年			
月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
町内会イベント	はるひの縁日 ▽	まちづくりを 考えてみよう月間 ←→				総会 ▽
まちづくり本部活動予定	こもれば公園 まちづくり本部ブースで アンケート調査 ↑	町内会全会員に向けて 一斉アンケート調査 ↑		グループディスカッション ←→	グループディスカッション ←→ ・将来的な全体構想策定 ・施策/中間目標作成	総会にて承認 ↑

■ アンケート調査結果

全体構想策定その他、グループディスカッションのテーマ決めとしても活用します。

なお、町内会活動の目的以外には使用しません。

■ グループディスカッションについて

テーマ・開催日時・場所等については別途ホームページに公開予定

*今年生まれた子が成人する18年後(2040年)を象徴的に「はるひ野2040」とした。

2022年度 役員会および各部会の開催予定

	定例会議・定例運営	
	11月	12月
役員会（会長・副会長・会計・事務局長・部会長・まちづくり本部長・自主防災組織本部長/副本部長・ブロック代表者が参加） ※ 必要に応じて班長を招集する場合あり	役)11/5(土) 17:30～ オンライン/地域交流センター	役)12/3(土) 17:30～ オンライン/地域交流センター
運営会議（会長・副会長・会計・事務局長・部会長・まちづくり本部長・自主防災組織本部長/副本部長が参加） 三役会（会長・副会長・会計が参加）	三)11/26(土) 16:00～ 運)11/26(土) 18:00～	三)12/17(土) 16:00～
環境美化部会	11/13(日) 9:00～10:00 事務所orオンライン	12/11(日) 9:00～10:00 事務所orオンライン 12/17(土) 町内清掃
環境緑化部会	11/27(日) 10:30～12:00 事務所orオンライン 11/27(日) 13:30～15:30 クリスマスリース作り講習会	12/18(日) 10:30～12:00 事務所orオンライン
交通部会	11/20(日)17:00～18:00 事務所orオンライン	12/18(日)17:00～18:00 事務所orオンライン
防犯部会	11/13(日)14:00～15:00 事務所orオンライン	12/25(日)17:00～18:00 事務所orオンライン
広報部会	11/13(日) 16:00～17:30 事務所orオンライン	12/11(日) 16:00～17:30 事務所orオンライン
イベント部会	11/12(土)11:00～15:00 2022秋はるひ野縁日 11/20(日) 10:00～12:00 事務所orオンライン	12/11(日) 10:30～12:00 事務所orオンライン
まちなみ協定部会	11/13(日) 11:30～13:00 事務所orオンライン	12/10(土) 15:00～16:30 事務所orオンライン
自主防災組織	11/12(土) 書面(メール)	12/10(土)9:00～10:00 事務所&オンライン



はるひ野町内会

はるひ野町内会 2022年 11月度回覧